

各種書類に関する説明

・医療等の状況 別紙3（1）

1つの怪我（事故）に対する治療が、500点以上の医療に対して請求が可能です。
それ以下の場合は請求できません。診療月、医療機関場所ごとに別葉となります。
この用紙は医療機関へご提出ください。診断書や領収書の提出は不要です。

・調剤報酬明細書 別紙3（7）

処方箋が発行され、院外でお薬を購入された場合は、この用紙を購入された薬局で記入していただいでください。この用紙についても、月ごとに別葉となります。

・治療用装具明細書 別紙3（6）

骨折や靭帯損傷などの怪我の際に医療機関よりコルセットなどの装具を購入された場合は、この用紙にて請求できます。上段は医療機関にて記入していただいでください。下段の「装具装着の場合」「装具装着又は生血に要した費用」「年月日、住所、保護者の氏名」の欄は保護者または本人が記入してください。
また、購入の際に医療機関より発行された領収書（コピーでも可）もあわせてご提出ください。

・高額療養状況の届 別添

手術などの入院のために1ヶ月の医療費が7000点（70,000円）以上の場合にはこの用紙の提出が必要です。19,200点（192,000円）以上の請求の場合は、さらに事業所における記載が必要です。（詳細は高額療養状況の届けの記入例をご参照ください）
この用紙は個人情報の為、封筒に入れて（厳封）ご提出ください。

・日本スポーツ振興センター災害給付金振込申込書

医療費をご指定の口座に振り込みます。金融機関の指定はありません。
用紙を保護者又は本人が記入し、通帳のコピー（口座番号と口座名義のフリガナ部分）をあわせてご提出ください。振込通知はご記入いただいたメールアドレスに届きますので、必ずご記入ください。なお、振込時期は請求月（10日㍻）の翌月（10日か25日）となります。カレンダーによって、日にちは多少前後いたしますのでご了承ください。
注）書類が全て保健室に提出された時点で請求をします。

提出が請求月の締め日（10日）を過ぎますと、翌月が請求月になります。

上記に関してご不明な点がございましたら、ご連絡願います。

松江工業高等専門学校 保健室

直通：0852-36-5136